「焼山西三丁目複合商業施設」変更届出の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　焼山西三丁目複合商業施設
　所在地　呉市焼山西三丁目１６５４番外
２　変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

　別紙のとおり
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

　別紙のとおり
３　変更の年月日

　別紙のとおり
４　変更する理由
　代表者の氏名変更のため
５　届出年月日
　令和８年１０月２９日
６　届出等の縦覧場所
　呉市産業部商工振興課（呉市中央４丁目１番６号）
　昭和市民センター（呉市焼山中央２丁目８番１２号）
７　届出を縦覧することができる期間及び時間帯
(1) 期　間　令和８年１１月９日から令和９年３月９日まで。ただし，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。
(2) 時間帯　午前８時３０分から午後５時１５分まで
８　意見書の提出
　法第８条第２項の規定により，この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は，この告示の日から４月以内に市に対し，次のとおり意見を提出することができます。
(1) 提出期限
　令和９年３月９日
(2) 提出先
　呉市産業部商工振興課